ドイツにおける大学インターンシップ

岩井　清治

1. はじめに

本産業研究所では、10月20日に「ドイツにおける大学インターンシップ」をテーマとする研究会が開催された。この研究会は、本年度研究プロジェクト「大学インターンシップの国際比較研究」の一環として行なわれたものである。講師は、日本カール・デュイスベルク協会専務理事の坂本明美氏で、日・独職業教育交流事業の長い歴史を有する協会での相互交流の斡旋、コーディネートの経験をもとに、豊富な事例を引いて、ドイツにおける実務教育、インターンシップの実情を詳細に説明された。本稿は、その研究会報告の内容を筆者の責任で大まかに纏めさせて頂いたものである。

2. 報告内容

報告は以下の構成で行なわれた。

1. はじめに、カール・デュイスベルク協会とは
2. ドイツのインターンシップとは
3. 大学におけるインターンシップ
4. ドイツの教育制度と大学の機能
5. 事例報告

報告の最初に、坂本氏が担当するインターンシップ派遣の日本の学生について最近の経験から苦労話として次のように話された。それによれば、日本の学生をドイツ系企業研修に出すにあたっては「ドイツ語」と「コンピューター技術」を条件に選抜しているとのことなのであるが、それでも、現在一流といわれている有名大学で学ぶ学生であっても、比較的簡単な作業など、例えばお金の計算ができないことや、半紙などの用紙を切断するカッターが使えないことなど、で苦労しているという事なのである。日常の生活で求められている能力にかなりの支障があること、特に中学・高校・大学にスムースに進んだ学生の中にその傾向が強いということ、であった。ドイツからの学生や職業人との比較からなのであろうが、その点からも、日本の大学における実習教育の必要性は高いとの指摘である。年々300人以上の学生を選抜している上での経験であるという。

また、カール・デュイスベルク協会が、アスピリンを製造したドイツ・バイエル社の中興の祖であるカール・デュイスベルク氏の経営方針、つまりドイツの若者をアメリカに研修に送り込むという経営方針を受け継いで、1949年世界各国との職業交流を目的としてドイツに設立されたこと、現在毎年600から700人を世界120カ国に研修に送り出し、日本にも毎年30名、2ヶ月の日本語研修を含む8ヶ月の研修で受け入れていること、さらに近年は、日本への希望者よりも中国での研修を希望する人が増加していることなどが紹介された。坂本氏は日本の大学でドイツ語・ドイツ文学の課程を修了した後ドイツに4年間留学、その後ドイツ短波放送局での勤務などを経て後、帰国、7年前から本協会に入り、以後、ドイツ

からの研修生の受け入れやドイツへの研修生の送り出し業務に従事されている。その間、ドイツの多くの企業が「海外での企業インターンシップ」の経験を高く評価する経営方針を掲げていること、また有給休暇を利用した4週間から6週間のインターンシップ制度もあり、この制度が一般的にきわめて重要な役割を果たしていること、そしてその重要性とは、研修に出かける研修実習生にとってだけでなく、受け入れる企業側にとっても、いわゆる「無給の労働力」としての活用がいわばドイツ経済にとっての一つの重要な支え手としての重さを持つものとして受け入れられていることを経験したとの指摘がなされた。

次に、ドイツ社会一般において実施されているインターンシップについて、まず最近の新しい現象として、義務教育期間内での学期中に設定された「学校生徒職業実習制度」の導入の事例が紹介された。それは義務教育修了前の学期中に2週間、生徒に対して企業での実習が義務化されたことで、その期間、学校は休校となり、生徒はその実習期間の開始までにどの業界のどの企業で実習を受けるかを決めておくことが求められるものである。これはもともとドイツの憲法にあたる「基本法」において定められている「18歳年齢までへの職業学校への通学義務化」の条項を受けて実施されたものである。対象生徒は、職業コースを選択した職業教育学校生徒全員であり、直接大学への進学を目指す「ギムナジウム（9年制高校）進学者」以外の生徒なのであるが、それでも、義務教育制度下における「実習授業」の導入は実習教育を重んじるドイツの一例であるとの説明である。さらに、ドイツの教育制度における大学進学コースと職業進学コースの選択とその職業教育制度の上に構築されている「デュアル職業教育制度」の説明がなされた。これは、企業での職業実習と職業学校での授業を並行して行なう教育システムで、通常3年あるいは3．5年の教育年限で修了するものである。現在およそ340職種にドイツの勤労人のおよそ80%の人が従事するといわれるドイツ職業界での基幹的職業職種について行なわれる人材養成制度である。ドイツのマイスター制度もこの制度のもとで後継者の養成が行なわれている事、また、この制度を受講する場合にも実習を受ける企業を自ら探して「見習実習契約」を結んだ者だけが「職業学校での授業」を受けられるという仕組みから、生徒は実習企業探しに苦労すること、また、いわゆる人気のない職種に行かざるを得ない場合のミスマッチの問題等々、多くの課題を抱えていることも指摘された。実習企業先探しにあたって、生徒一人あたり30通から40通の志願書を書かざるを得ないという点、日本の大学生の就職活動に近いことを感じさせた。この「デュアルシステム」がドイツ社会一般に行われているインターンシップ制度の基本的なもので、上に述べたようにドイツの勤労者の80%がこの制度のもとで職種資格を取り職業界に君臨しているという。ちなみにこの職業教育制度出身者の活躍の例として、例えばドイツ連邦鉄道のトップN0．2の地位で活躍している人、あるいはダイムラークライスラー社の現会長などの事例が紹介され、ドイツでは、大学進学コースには進まず、職業教育の道に進むことへの認識がきわめて高いということが説明された。

次に、主題である「大学におけるインターンシップ」の実情については、まず総合大学（Universitaet）と専門大学（Fachhochschule）に区別されるドイツの大学制度とその機能上の相違、さらに関連するインターンシップ制度の内容の違いから説明された。例えば総合大学での実習経験を重視する例として、医学部における入学条件に看護士などの実務経験

が重視されている事例や、総合大学での教育課程が主としてマネジメント担当者の理論的分野の養成を主眼としており、これに対して専門大学における教育課程が、職業現場でのマネジメント業務を対象とし、したがって大学インターンシップの比重はこの専門大学での事例にその典型的な形態が認められる事などが指摘された。インターンシップの制度としては、入学に際して「事前予備実習」の修了を条件とするもの、さらに入学後間もない時期に行なう「基礎実習」と卒業前に行なう「専門実習」とをそれぞれ1学期ずつ行なう等々、年2学期制のドイツの大学教育制度にあって、大学就学期間中に1学期つまり半年間の実習を2回も繰り返すという、実習教育の比重がいかに高く設定されているかの例についての説明がなされた。

このような大学における実習学期の履修が、大学のインターンシップ局あるいは大学から離れて市内に置かれている一般市民向けの職業安定所の相談室等においても扱われておりそこで、受け入れ企業の紹介、斡旋、指導等が行なわれていることに触れ、そのことが、大学インターンシップなどに見られる企業実習が社会一般にかなり広範囲に受け入れられており、通常化されていることを示していると指摘された。上に示された、ドイツの企業にとって実習生の受け入れがある面、「無給の労働力」としての役割を果たしているとの指摘がうなずけられることになるのである。

さらに、大学インターンシップ制度と並行して行なわれているものとして、「卒業論文指導」を企業が担当することも紹介された。これは、大学生を対象とした企業での実習と並行して、「卒業論文」を書き上げるために企業側から実習と実験の場が提供されるもので、企業現場での実際的な研究を促進するために導入されているものである。インターンシップ実習の教育範囲をさらに進めた形態として理解できるものである。

この他に、大学インターンシップ制度における各専攻分野毎に求められる実習授業期間の長さの違い等について、説明資料も配布され（次ページ表参照）、工学・理科系の専攻に実習授業が多く求められていることのほかに、人文・社会科学専攻でも、例えば経済学専攻においては、企業実習の受講が大学当局によって推奨されている事、セールスエンジニア専攻では技術職も営業職も3ヶ月の企業実習が求められている事、さらに海外での大学における授業実習あるいは企業実習等がとりわけ経済界から推奨されている事例にも触れられて、ドイツにおけるこの面での力の入れ方が明らかにされた。

ドイツの大学生のインターンシップの一例
学部学科によって異なる要求

学部学科	平均在籍学期	入学前	入学前 or 在学中	在学中	研修先事業所
建築学	9〜10		3〜6ヶ月		建築業、建築類似事業所と設計事務所で半々
都市工学	9〜10		3〜6ヶ月		建築業、建築類似事業所と設計事務所で半々
鉱山学	9	鉱山助手としての職業訓練もしくは190直（4ヶ月）			
鉱山測量学	9	鉱山助手としての職業訓練もしくは190直（4ヶ月）			
印刷・メディア技術		必須			
電子技術	8	13週間（3ヶ月）		26週間（6ヶ月）	6ヶ月は専門課程修了試験の
電気技術	9〜10				前までに終了のこと
情報工学	9〜10				13週間の企業実習を含む
車両技術	FH 8				不必要
車両技術	9〜10				1〜2学期の実習学期を含む
精密工学	9〜10			基礎過程終了試験前の6ヶ月	
冶金	9〜10	26週間、一部は入学前			
鋳造	9〜10	26週間、一部は入学前			
食品工学	9〜10	4〜6ヶ月、一部は入学前			
航空宇宙工学	9〜10	6ヶ月、内2〜3ヶ月は入学前			
機械	9〜10	6ヶ月、内2〜3ヶ月は入学前	3ヶ月：技術職と		
セールスエンジニア	9〜10	3ヶ月：技術職と営業職	営業職 6週間〜6ヶ月		
新聞学	8〜9				
経済学	8〜10	Vorpraktikumの義務なし。			Vorpraktikumはすれば有利。
社会学	9				数ヶ月のVorpraktikumを勧告。